

資料提供	
令和2年7月13日	
担当課 (担当者)	教育人材開発課 (亀井)
電話	0857-26-7539

## 境高等学校における個人情報の誤配付について

境高等学校において、「災害に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の口座振込依頼書」（以下「依頼書」という。）の写しを誤って他の生徒に配付したことが判明しましたので、その状況とその後の対応について報告します。

### 1 発覚日時

令和2年7月9日（木）午後1時45分頃

### 2 概要

- ・令和2年7月2日（木）主事Aが生徒①（3年）、生徒②（3年）を含む5名の「災害に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」に係る支出仕訳書起案の際、依頼書の原本を両面コピーした後に、生徒①の住所が現在の住所と異なっていることに気付く。
- ・同日、主事Aは起案用に準備していた生徒①の依頼書（裏面に生徒②の依頼書を印刷）の写しを養護教諭Bに「参考にしてください」と言って手渡し、生徒①に再提出を求めるよう依頼。
- ・同日、養護教諭Bは、主事Aより受け取った依頼書の写しを含む再提出用の書類を封筒に入れ、生徒①に手交したことにより、誤配付が生じた。

### 3 誤って配付した書類とその記載内容

- ・生徒①に手交した依頼書  
→裏面に生徒②の依頼書（住所、氏名、保護者氏名、指定金融機関名、種別、口座番号、口座名義人）

### 4 確認の経緯

- ・令和2年7月9日（木）午後1時45分頃、生徒①の叔母が保護者の代理で封筒に入った依頼書を事務室へ持参し、主事Cが受取り内容物を確認したところ、依頼書の写しの裏面に生徒②の依頼書が印刷されていることに気付き誤配付が判明。

### 5 原因

- ・主事Aが養護教諭Bに依頼書の写しを手渡す際の説明不足及び複数人での点検を行っていないことによる。
- ・主事Aが養護教諭Bの意思疎通不足により、養護教諭Bが生徒①の依頼書の写しを手渡す必要があると思い込んでしまったこと及び関係書類を封筒に入れる際、裏面を含め、複数人での点検を行っていないことによる。

### 6 対応状況

（令和2年7月9日（木））

- ・午後4時40分頃 生徒②の保護者に謝罪。
- ・午後5時頃 生徒①の保護者に謝罪。

### 7 再発防止策

- ・個人情報を扱う際のダブルチェックを徹底する。
- ・個人情報を含む書類の受け渡しの際は、裏面を含め、内容物の確認を徹底する。